新型コロナワクチン「もったいない登録」 登録者(第4弾)の募集

貴重なコロナワクチンの無駄を防ぐことを目的に、キャンセル等により、 予約の空きが発生した場合に、すぐにワクチン接種可能な方を確保するため、 新型コロナワクチン「もったいない登録」の登録者(第4弾)を募集します。

《 登録の際にご理解いただきたい事項 》

- ・町内のワクチン接種が可能な個人診療所等で、キャンセル等により予約の空きが発生した場合に、登録者に電話でご案内します。
- ・ご案内した日時にワクチン接種ができない時は、次の登録者にご案内します。
- ・個人診療所や日時を選択することができません。
- ・いつご案内できるか等のお約束もできません。
- ・キャンセルの状況により、ご案内できないことがあります。

募集期間

・令和3年7月5日(月)から募集し、登録者が100名になり次第、締め切りとします。 ※令和3年7月9日の予約キャンセル分からのご案内となります。

対象者

- ・20歳以上の岩内町民で、1回もワクチン接種をしていない方。
- ・すでにワクチン接種の予約をしている方も、登録することができます。

登 録 方 法

- ・岩内町コールセンター67-8911へ電話 または 役場9番窓口へ来庁
- ・氏名、生年月日、電話番号をお知らせください。

登録後の流れ

- 1. キャンセル等により、予約の空きが発生
- 2. 岩内町コールセンターから、登録者に電話し、ご都合をお伺いします。 ※発熱がある場合や体調が悪い場合などは、ワクチン接種することができません。
- 3. ①2回目(3~4週間後)の予約日時をお知らせします。
 - ②ご案内した個人診療所でワクチン接種を受けます。

※持ち物:ワクチン接種券、予診票、本人確認書類(健康保険証や運転免許証など)

《 お問い合わせ 》

岩内町コールセンター 電話67-8911 または 岩内町役場9番窓口